

名古屋市事務分掌条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 7 月 2 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第77号

名古屋市事務分掌条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市事務分掌条例施行細則（平成12年名古屋市規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条総務局総合調整部総合調整課の項中第 6 号を第 7 号とし、第 3 号から第 5 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) アジア開発銀行年次総会に関すること。

第 9 条第 1 項の表総務局総合調整部調整の項を次のように改める。

アジア開発 銀行年次総 会に係る企 画調整	1 アジア開発銀行年次総会に関するこ と。	1
--------------------------------	-----------------------------	---

附 則

この規則は、令和 7 年 7 月 3 日から施行する。